

# 会 報 <第441号>

次代を築くヒューマン・ネットワーク  
一般社団法人兵庫県建築会



令和4年8月1日

## 目 次

### I 第503回月例会

「神戸と孫文 近代中国」

孫文記念館 主任研究員 蔣 海 波 氏 …… 2～5頁

### II 特別寄稿

「令和4年度の兵庫県の住宅・建築関係主要施策」

兵庫県まちづくり部次長 柴田 和弘 氏 …… 6～9頁

III お知らせ 行事予定、編集後記 …… 10頁

IV 広報コーナー 兵庫県住宅再建共済制度 …… 11頁



## I 第503回月例会

### 「神戸と孫文 近代中国」

孫文記念館 主任研究員 蔣 海 波 氏

#### 【会長挨拶】



皆さんこんにちは。

今年の梅雨は2週間程度と短く、その後は6月としては記録的な猛暑が各地で続き、また、電力供給が逼迫する日もありました。そうした中、平年より厳しい7月を迎えています。皆さま体調はいかがでしょう。コロナ感染者数も急に増加しており、感染予防と熱中症対策にも十分留意して例年より長い夏をお過ごしください。

本日は台風崩れの低気圧も過ぎ夏空になりました。ここ県立舞子公園に建つ移情閣での移動月例会をご案内したところ多数ご参加いただき誠に有難うございます。そして、孫文記念館のご厚意により当会場をお借りし、異国情緒を味わいながらの月例会を開催できることを、心より感謝を申し上げます。有難うございました。

当地は古く万葉の歌人にも詠まれた詩歌の通り、陸路、海路を旅する人々にこよなく愛された風光明媚なところであります。また、明治天皇はこの地をことのほか愛され7回にわたって行幸されました。そして、現在の舞子公園は明治33年(1900)に、兵庫県初の県立都市公園として開園されました。

その後平成10年(1998)にはつり橋として世界一の明石海峡大橋が完成し、大変素晴らしい景観を作り上げています。また、公園内には国の重

要文化財である「移情閣」以外にも国の登録有形文化財であるコロニアル様式の「旧武藤家別邸洋館」と数寄屋造り近代和風建築の「旧木下家住宅」が修復移築されており、保存状態も良く気軽に見学することができます。建築会のメンバーにとって、ワクワクする建築につき、ゆっくりと見学されることをお勧めします。

さて、本日の演題は「神戸と孫文 近代中国」であります。「中国革命の父」、また、「中華民国では国父」と呼ばれる孫中山先生の活動の背景、歴史的意義、そして、1912年の辛亥革命により共和制国家「中華民国」の樹立を成した翌年来神し、移情閣で歓迎会が催されたことなど20世紀初頭東アジア近代化への歴史上の地であります。そして、神戸の人々にとって舞子の浜に建つ移情閣は、孫文ゆかりの建物として、また、歴史的価値がある文化遺産として親しまれています。本日の講師である蔣海波先生から貴重な歴史秘話をお聞かせ願えるのではと楽しみにしています。

先生それではご講演宜しく願いいたします。



(会場風景)

【講 演】



( 蔣 海 波 氏 )

## 1 神戸開港と中国人の渡来 (中国人と日中貿易)

江戸時代、中国と日本の交流、特に貿易は長崎一カ所に限定されていました。1868年神戸開港に伴い、中国人も長崎、上海、広州、香港から神戸に多くの人がやって来ました。

1871年には「日清修好条約」が締結され、中国の商人、職人とその家族が神戸に移住し始めました。そして、現在の南京町界隈に中国人の町が形成されてきました。これらの神戸華僑は貿易を中心として、金融、マッチ、紡績、飲食などの業界で重要な役割を果たすことになりました。

中国から来た人たちは色々な地域から来たのですが、実は各地方の言葉は大きく違って、全然通じない場合があります。そのため文章によって交流することも数多くありました。

このような状況が続きましたが、1893年、日清戦争の直前に各地域の団体が集まって、まとまった団体組織を作るといことで「神阪中華会館」ができました。

建物は太平洋戦争終戦直前の空襲でなくなってしまいました。次の写真は1928年当時上海のバスケットチームが中華会館の前で撮ったものです。この門構えからして大きな建物だったことがわかんと思います。



(中華会館前での記念撮影)

## (関帝廟)

神戸に現存している「関帝廟」があります。中国の廟は日本のお寺に似ていますが、そうでないところもあります。中国の道教寺院、道観に似ています。いうならば、廟は道教と仏教の混合した建物で、民間信仰を主としたものです。

神戸の関帝廟は1888年創建で、現状は1947年に再建され、以後増築、修復がなされて、現在に至っています。今の関帝廟は朱塗りの門などきれいな形になっていますが、これも中華会館と同様に中国の人たちが集まってくる場所なのです。

## (神戸中華同文学校)

海外での中国人社会の形成、そのアイデンティティを確立するためには、文化施設、団体としての組織、宗教的な心の拠り所、そして学校が必要となります。

神戸の学校は先ほども説明しましたように、多様な言語という問題がありました。文字は統一されていて、同じ文字を書き、同じ意味で理解するのですが、話をすると皆全然違う方言で話をしてしまうのです。そのため、相互の理解が難しいのが実情でした。

1899年に日本に亡命していた有名な思想家の梁啓超が神戸にやって来て、華僑に対して新式の学校創設を呼びかけました。そして1900年に神戸華僑同文学校が開校しました。1938年に同校は神阪中華公学と併合して、神戸中華同文学校が創建され、今に至っています。

この学校では、はじめ広東語で話をしていましたが、1938年になってようやく一般的な中国語に統一されました。この頃には華僑の人たちも2代目の時代となり、学校では中国語、校外では日本語を話すような状況になっていました。

このように120年の歴史を持つ同校は、神戸華僑社会を維持するのに大きな役割を果たしました。

## (日華実業協会)

神戸市営地下鉄「大倉山」駅周辺には「孫文の胸像」、「黎明之灯」の石碑、そして一番新しいのですが「博愛」、中国に関わる記念碑があります。

「博愛」は孫文が好んで使った言葉ですが、この碑は神戸、兵庫在住の華僑と日本の実業家の親善のために作られた「日華実業協会」の創立100周年を記念するものです。



(会場風景)

## 2 孫文と神戸の人々

### (神戸の地に踏み入れる)

孫文がはじめて神戸にやって来たのは 1895 年 10 月です。中国国内で清朝打倒の武装蜂起を起こしたのですが失敗し、インドのムンバから香港を経由した「廣島丸」に搭乗し、来日しました。そして最初に上陸したのが神戸でした。

孫文の回顧録によると、神戸に上陸して新聞を買ったら、中国での武装蜂起の記事が出ていたそうです。しかし、神戸には中国人が普通にいたので、孫文のことを誰も怪しみませんでした。

その後、孫文は日本を拠点として革命運動を起こすのですが、その活動記録は文字としては数多く残っているのですが、当時の写真等の画像資料は残っていません。孫文と神戸の関係で写真が残されたのは、その後の時期からです。



(孫 文)

### (公式訪日)

1911 年に辛亥革命が勃発し、翌年中華民国が成立します。孫文は初代の臨時大統領になりますが三ヶ月で辞任しています。

その後、1913 年 2 月に孫文は日本を正式訪問しています。3 月に神戸に来て、華僑同文学校を視察しています。そして、孫文一行は舞子にある呉錦堂の「松海別荘」で日中の友人たちと昼食会を行っています。

### (再び日本亡命)

1913 年 8 月に孫文は再び日本に亡命することになりました。松方幸次郎の計らいで、孫文らは川崎造船所の埠頭から上陸し、諏訪山にあった常磐花壇山荘に一週間ほど潜居したのち、横浜に向かいました。このことを記念して 2013 年に「孫文先生諏訪山潜居の地」記念碑が建立されています。

### (大「アジア主義」講演)

孫文と日本との関係で最も重要といわれているのが 1924 年 11 月、孫文が妻である宋慶齡と共に神戸を訪れたことです。

そして神戸商工会議所の会頭滝川儀作の計らいで、3000 人の聴衆に対して講演会を開きました。会場は当時の県立高等女学校（場所は、現在の兵庫県庁）でした。

また、講演の前に宋慶齡は女子学生に対して演説を行っています。



(兵庫県庁にある記念プレート)

## 3 呉錦堂の生涯と事業



(呉 錦 堂)

ここで少し、神戸で孫文を迎えた中心的な人物である呉錦堂のことをお話します。

呉錦堂は 1855 年浙江省の農村に生まれました。少年時代に上海で商売の修行をして、1885 年に長崎に渡来し、1890 年に大阪、神戸にやって来

ました。運輸、紡績、マッチ、セメントなどの事業で成功し、1901年には鐘紡の重役になりました。1907年には尼崎で東亜セメントの創設に大きな役割を果たしています。1913年に孫文一行を舞子の松海別荘に迎えたのも呉錦堂です。

故郷の浙江省に職業学校「錦堂学校」を創設したほか、神戸市西区の神出地区の農地開拓事業など、多くの公益事業にも携わりました。

#### 4 移情閣の歩み



(1950年頃の移情閣が見える舞子海岸)

##### (白砂青松)

移情閣は舞子濱の畔に建てられた。のちに名神国道（現在国道二号線）がその北側に開通された。

舞子海岸は白砂青松と称えられた場所で、海水浴場としても賑わっていました。

写真は、1950年代初頭の舞子海岸の風景ですが、中央奥に見えるのが当時の移情閣です。

##### (孫文記念館)

移情閣は、1954、55年に台風被害に遭い、さらに1964、65年にも台風の直撃被害を受けました。特に1965年のときは、今の付属棟の屋根は飛ばされてしまうほどの被害を受けました。

戦後、移情閣は神戸華僑総会によって管理されましたが、一時集会所やゲストハウスとして利用されました。中華式の宴会なども開かれたようです。

その後移情閣は、何度も台風被害を受けるのですが、その都度浄財を募って修復に努めることとなります。しかし、そのためには莫大な資金が必要となり、完全な修復が望めないようなことになりました。

そのために協議を重ね、結論として最終的には1984年に兵庫県に寄付することになりました。そして、建物を管理するための財団が設立され、孫中山記念館として開館することになりました。

また、1994年の明石海峡大橋の架橋事業のときにはいったん解体して、架橋が出来たときにもう一度、現在の地で再建するという計画でした。そのため、復元に向けて丁寧な対応がとれて、解体された建物の建材は1994年12月に倉庫へ格納されました。

そして、1995年1月に阪神・淡路大震災が発生したのですが、既に解体されて倉庫にあったので、移情閣は全くの無傷でした。その後、使うことのない暖炉の空洞部分に耐震補強が施され2004年4月に現在の建物がオープンしました。

##### 【出野上副会長 お礼】

本日は蔣先生から中国、神戸、孫文そしてこの移情閣について、わかりやすくご説明をいただきありがとうございました。

この移情閣のあります舞子公園は、兵庫県で一番古い県立公園であります。この建物も日本で一番古いコンクリートブロック、木骨コンクリートブロック造の建物です。この呉錦堂さんと縁のある武藤邸も文化財指定を受けております。

明石海峡大橋をはじめ、新旧の建物など、いろいろな技術について見ていただける場所になっています。

今日は非常に暑いですので、少し涼しくなればまた見学していただければとも思っております。

本日は、どうもありがとうございました。



(現在の移情閣)

## Ⅱ 特別寄稿

『令和4年度の兵庫県の住宅・建築関係  
主要施策』  
兵庫県まちづくり部次長 柴田和弘

建築会の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素から本県の住宅・建築行政につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度の住宅・建築関係の主要施策の概要について新規・拡充したものを中心に紹介します。なお、一部の市町では利用できない補助制度などがありますので、詳しくは県・市町のHPをご覧ください。

### I 安全・安心

#### 1 防災・減災のまちづくり

##### (1) 建築物耐震化の推進

南海トラフ地震等の発生の切迫性が指摘されている中、住宅・建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、「兵庫県耐震改修促進計画」（計画期間：H28～R7）に基づき、住宅・建築物の耐震改修を促進する施策を総合的に進めます。



【ブレース補強による改修工事】

##### ① 住宅の耐震化の推進

昭和56年5月以前に着工された旧耐震基準の民間住宅の耐震化を進めるため、市町が実施する「簡易耐震診断推進事業」（耐震診断員の派遣）、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（住宅の耐震改修や建替工事等への補助）及び「防災ベッド等設置助成事業」（防災ベッド等の設置への補助）に対し、必要な支援、助成等を行います。

令和3年度からは、戸建住宅の低コストな耐震改修工事への補助率を1/3相当から4/5相当に拡充、旧耐震マンションの建替工事への補助制度を創設しています。

##### ② 多数利用建築物等の耐震化の推進

耐震診断が義務付けられた大規模多数利用建築物について、耐震診断結果等を公表するとともに、耐震改修の設計と工事を支援します。特に、避難所として利用されるホテル・旅館等に対して重点的に支援します。

中規模及び小規模多数利用建築物について、耐震診断を支援するとともに、中規模多数利用建築物については、避難所として利用されるホテル・旅館等に対し、耐震改修の設計と工事を支援します。

##### ③ 建築物の土砂災害対策への支援

災害危険区域内の既存不適格住宅等の除却や移転のほか、土砂災害特別警戒区域内での除却や移転及び防護壁の整備等を支援します。

令和3年度から、防護壁等整備支援に係る補助率を1/3から1/2に拡充するとともに、補助限度額を従前の1.5倍に引き上げ、支援の充実を図っています。

##### (2) 宅地防災の推進

国の「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき、県と市町が連携して大規模盛土造成地の有無を調査し、318箇所の大規模盛土造成地を公表しています。これらのうち、安全性を確認する必要性が高い11箇所について、順次地下水位の変動予測調査等を実施し、これまで三木市の4箇所、豊岡市の1箇所及び淡路市の1箇所を調査を完了しています。令和4年度は、三木市の1箇所を調査を実施します。

また、令和3年の静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ実施した盛土総点検において、安全対策が必要として抽出された箇所について宅地の所有者等への指示等を継続的に行います。今後は、令和4年5月に公布された「宅地造成及び特定盛土等規制法」を踏まえ、全庁的な体制を整備します。

### 2 安心して暮らせる住まいづくり

#### (1) 「兵庫県高齢者居住安定確保計画」の推進

「兵庫県高齢者居住安定確保計画」（計画期間：R3年度～R12年度）の目標である「高齢者が健康で安心して自分らしく暮らせる居住環境の実現」に向けて、高齢者の住まいに係る施策と在宅

福祉サービスに係る施策の連携により総合的かつ計画的に取り組みます。

## (2) サービス付き高齢者向け住宅の供給

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」の登録において、バリアフリー構造等の技術的審査を行います。

さらに、入居開始後においても、実態把握のために定期報告を求めるほか、必要に応じ福祉部と連携して立入検査を行い、高齢者が安心して入居できる環境整備に努めます。

## (3) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進

「住宅セーフティネット法」に基づき、高齢者や外国人などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進しており、そのうち住宅確保要配慮者専用住宅については、バリアフリー化等の改修や低額所得者の家賃低廉化等を支援しています。また、ひょうご住まいづくり協議会による登録住宅の情報発信、居住支援を行う団体の育成、さらには相談窓口の設置など住宅確保要配慮者の円滑入居等を図ります。

## (4) 三世帯同居対応改修工事推進事業の推進

家族の支え合いにより、在宅における子育てがしやすい環境を整備するため、三世帯同居の実現に資する改修工事を実施する者に対し、その改修工事費の一部を補助します。

## 3 適切な県営住宅整備・管理の推進

### (1) ひょうご県営住宅整備・管理計画の推進

県営住宅の運営方針・施策等を定めた「ひょうご県営住宅整備・管理計画（R3.7改定）」に基づき、適切な整備・管理を推進します。

### (2) 県営住宅の効率的・効果的な整備

建替による耐震化・バリアフリー化を計画的に推進します。また、民間ノウハウの活用、投資の呼び込みにより、公的不動産を有効活用し、まちなのにぎわい創出等を図るため、青木団地において、県営住宅初のPFI手法による建替事業の実施を検討します。



【 R3.10 竣工 姫路書写住宅第3期 】

## ■令和4年度建替事業着手予定団地

尼崎西昆陽住宅	(尼崎市)
西宮老松住宅	(西宮市)
宝塚山本住宅第4期	(宝塚市)
明石長坂寺住宅第3期	(明石市)
津名塩尾住宅	(淡路市)

## (3) 社会の動向に対応した県営住宅管理の推進

### ① 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

解雇や離職により住宅を失った方等を対象に、入居要件を緩和し、抽選によらず、県営住宅を提供するとともに、家賃減免や申請書類の簡素化等を行っています。

### ② 住宅に困窮する若年単身者（特定妊婦・就職氷河期世代等）の入居

住宅に困窮する特定妊婦や就職氷河期世代等の入居を支援するため、同居親族要件を廃止する条例改正を行い、令和4年度から入居が可能となっています。

### ③ ウクライナ避難民の入居

住まいを必要とするウクライナ避難民に県営住宅を無料で提供します。

## II 魅力・挑戦

### 1 個性を磨き、地域の魅力を高めるまちづくり

#### (1) 日影規制の合理化の推進

地域の発展に資する計画的な開発整備、近年の共働き世帯の増加等を踏まえた良質な都市型住宅の整備、ポストコロナ社会を見据えたゆとりある居住空間の創出などまちづくりのニーズに的確に対応するため、令和4年度施行の改正建築基準条例により、住民に身近な市町の意見を反映し、日影規制を合理化することができるようになりました。

## (2) 市街化調整区域における計画的なまちづくりの推進

市街化調整区域における土地利用規制が地域の活力低下を引き起こしているとの指摘があることから、地区計画制度や特別指定区域制度等の柔軟かつ効果的な運用に取り組むとともに県民・事業者等に対し制度の周知を図ります。

また、都市計画法改正により、原則、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域（イエロー区域）において特別指定区域の指定ができなくなることから、一定の安全性を確保すること等により、イエロー区域であっても特別指定区域の指定を可能とする改正都市計画法施行条例を令和4年度から施行し、引き続き地域活力の維持に資するまちづくりを推進します。

## 2 新たな価値を生む住まいづくり

### (1) 「兵庫県住生活基本計画」の推進

「兵庫県住生活基本計画」（計画期間：R3年度～R12年度）の目標である「①安全で安心な住生活の実現」、「②いきいきと自分らしく暮らせる住生活の実現」、「③地域と地球の持続性を高める住生活の実現」を達成するため、各種施策を推進するとともに、市町における住生活基本計画の策定を促進します。

### (2) 空き家・古民家の活用

世帯数の減少により、今後一層の増加が見込まれる空き家に対して、令和4年度からは、「空家活用特区条例」で指定された特区内において、空き家所有者からの届出情報を基に民間活力を活用した空き家の流通促進に係る支援や、活用に係る支援の補助率割増しを行います（特区内は政令市、中核市も支援の対象）。

#### ①空家活用特区条例に基づく施策の概要

- 市街化調整区域内の空き家のカフェ・ホテル等への用途変更を認める規制緩和
- 狭あい道路や旗竿敷地でも建替や用途変更を可能とする規制緩和
- 円滑な通行空間を確保できるようにする措置（道路内支障物件の設置制限）
- 空き家情報の届出制度を活用した空き家の流通促進

## ②空家活用特区支援事業

空家活用特区内において、新たに流通・活用の働きかけを行う市町連携団体の活動への支援、空き家バンク登録時等に実施する登記に係る費用を支援するとともに、空き家活用支援事業、古民家再生促進事業、老朽危険空き家除却支援事業及びひょうごインスペクション実施支援事業における補助額の拡充を行います。



【 空き家改修事例 佐用町 (glaminka) 】



【 古民家改修事例 丹波市 (竹岡邸) 】

## III 持続・循環

### 1 住民主体の持続可能な地域経営

#### (1) オールドニュータウンの再生

明舞団地においては、平成15年度に「明舞団地再生計画」を策定（平成18年度改定）し、更に住民主体のまちづくりを進めるため、平成29年に新たな10年に向けた「明舞団地まちづくり計画」を策定しました。住み替え相談窓口の運営や明舞祭等のイベント開催、学生シェアハウスの公募、分譲マンションの再生に向けたモデル事業など、この計画に沿った取組を実施しています。近年では、県全体の住宅地の公示地価の平均変動率が下落する中で、一部エリアでは、公示地価が上昇したり、若年者数が増加するなどの成果が見られます。

さらに、明舞団地においてモデル事業として実施し、効果のあった商業施設等の空き区画への新



規出店等の支援を、令和4年度から、他の郊外型住宅団地に拡充します。

## 2 持続可能な住宅ストック等の形成

### (1) マンション管理適正化等の推進

令和4年3月に策定した「兵庫県マンション管理適正化推進計画」に基づき、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備を図るため、一定の基準を満たすマンション管理計画の認定やマンション管理組合の役員の担い手不足の解消に向けた支援等を行います。また、老朽化したマンションの建替に対する支援を行います。

### (2) 建築物省エネ化等の推進

住宅の構造・設備が長期間使用できる長期優良住宅や都市部における省エネルギー性能が高い低炭素住宅・建築物を認定します。また、2025年度以降に新築される全ての建築物への省エネ基準適合義務化に向け、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が改正され、それを踏まえた必要な対応を行っていきます。

あわせて、県有施設では、太陽光発電設備の導入などによる再生可能エネルギーの活用とLED照明器具の導入などによる省エネルギー・省電力技術などを組み合わせ、施設の環境負荷低減化をより一層推進します。

## 3 自然環境や生物多様性の保全

### (1) 太陽光発電施設等の設置の適正化

太陽光発電施設や風力発電施設と地域環境との調和を図り、良好な環境や安全な県民生活を確保するため、太陽光発電施設の設置等に関する基準や事業計画の近隣関係者への説明などの手続を定めた「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に基づき、太陽光発電施設等の適正な設置を誘導します。また、令和3年の静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ実施した太陽光発電施設の総点検において、安全対策等が必要な施設について指導を行っていきます。

## 4 県有施設の整備

「災害から暮らしを守る施設づくり」、「地球環境保全に資する施設づくり」、「人にやさしい施設づくり」、「県有施設の有効活用の推進」の4つの整備方針に基づき、安全・安心で地球環境保全に対応した施設づくりを進めます。



【 R3.11 竣工 兵庫県立はりま姫路総合医療センター 】



【 ひょうごはじまり館（仮称）建設中 】

### ■令和4年度着手予定の主要な営繕工事

#### 【設計】

- ・姫路工学キャンパス整備事業（新3号館、新4号館）（姫路市）

#### 【工事】

- ・県立むこがわ特別支援学校整備事業（西宮市）
- ・西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編整

※工事・設計等の発注予定については「入札情報サービス」に掲載しています。

<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

新型コロナウイルスの影響が今後も続くと思われ  
ますが、引き続き県政へのご協力をお願いします。

### Ⅲ お知らせ

#### ◎創立 75 周年記念月例会の延期について

コロナウイルス感染症が第 7 波といわれ、連日過去最高の感染者数を更新しておりますが、このような状況を踏まえ、会長・副会長会で協議しました結果、9 月 8 日の記念月例会を延期することといたしました。

さきの状況は見通せませんが、慎重に創立 75 周年事業の内容を検討して、実施に向けて調整して参りたいと考えております。

会員の皆さまのご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

#### ◎行事予定

##### 1 月例会

日時：令和 4 年 10 月 13 日（木）

13：00～14：00

場所：神戸三宮東急 REI ホテル

内容：「ひょうごの近代建築」

講師：京都工芸繊維大学 名誉教授

石田 潤一郎 氏

##### 2 研修交流会

日時：令和 4 年 10 月 27 日（木）

場所：城山ゴルフ倶楽部

##### 3 事業推進委員会

日時：令和 4 年 12 月 8 日（木）

17：00～19：00

場所：未定

##### 4 会員新春交流会

日時：令和 5 年 1 月 12 日（木）

17：00～19：00

場所：神戸三宮東急 REI ホテル

##### 5 月例会

日時：令和 5 年 2 月 9 日（木）

13：00～14：00

場所：神戸三宮東急 REI ホテル

内容：「神戸の都心再生」

講師：神戸市都市再生本部 本部長

中原 信 氏

##### 6 月例会

日時：令和 5 年 3 月 9 日（木）

13：00～14：00

場所：神戸三宮東急 REI ホテル

内容：「コロナ禍のメンタルヘルス」

講師：臨床心理士 山本 沙弥香 氏

なお、これら行事につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に鑑みて、中止、延期等が想定されます。変更等のお知らせは郵便、メール等でご案内しますのでご了承ください。

#### ◎編集後記

当会の事業も 7 月の月例会までは順調に開催できましたが、残念ながらこの状況下の中、事業推進委員会の中止、創立 75 周年記念月例会が延期という事態になってしまいました。

これからの事業の執行につきまして、会員の皆様のご協力の程、お願いします。

また、コロナ禍のほか、熱中症も数多く報告されています。なかなか厳しい夏を迎えていますが、ご自愛ください。

(9 月の会報は夏休みのため、お休みとさせていただきます)

事務局	：	吉本義幸、石井滝実子
電話	：	078-996-2851
FAX	：	078-996-2852
Email	：	<a href="mailto:archit-k@axel.ocn.ne.jp">archit-k@axel.ocn.ne.jp</a>



安心をカタチに  
**兵庫県住宅再建 共済制度**  
**フェニックス共済**



自然災害から守りたい「住まい」と「暮らし」

**今後、もしも！！**  
**南海トラフ地震が発生したら**  
 ▶ 30年以内の発生確率 最大 80%!  
 ▶ 県内の被害想定 全半壊 21.5万棟!  
**活断層地震が発生したら**  
 ▶ 油断できない「山崎断層帯」「上町断層帯」など  
**大型台風が直撃したら**  
**豪雨による災害が発生したら**

自然災害で被災した  
 住まいの再建に備えて **兵庫県が実施する共助のしくみ！**

県内に住宅(戸建て・マンションなど)をお持ちの方に

県内の住宅(借家含む)にお住まいの方に

<b>住宅再建共済</b>	<b>一部損壊特約</b>	<b>家財再建共済</b>
年額 <b>5,000円</b> で 再建、補修時等に 最大 <b>600万円</b> 給付! <small>※半壊(損害割合20%)以上</small>	年額 <b>500円</b> で 補修時等に <b>25万円</b> 給付! <small>※損害割合10%以上20%未満</small>	単独加入 年額 <b>1,500円</b> で 住宅とセット加入の場合 年額 <b>1,000円</b> で 購入・修復時に 最大 <b>50万円</b> 給付! ※床上浸水・半壊以上

※住宅の被害認定(損害割合)は、住宅の所在する市町が発行する「り災証明書」によります。

- 地震・津波・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象です。
- 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付です。
- 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

**お問い合わせ**

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

コールセンター **078-362-9400**(平日9:00~17:00)  
 FAX: 078-362-4082

E-mail [jutakukyosaikikin@pref.hyogo.lg.jp](mailto:jutakukyosaikikin@pref.hyogo.lg.jp)

フェニックス共済 検索 [\\*加入申込書はダウンロードできます\\*](#)



「加入申込書付きパンフレット」は、県庁・県民局・県民センター・市役所・町役場・郵便局(簡易郵便局除く)にあります。

クレジットカードでのお支払いの方は、インターネットからのご加入が便利です!